

- ガイドラインでは、男女を問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指し、**トイレの行列問題の改善に向けた対応方針**を示す。 ※ 不特定多数の者が利用する施設のトイレ（公共トイレ）を対象とする。

1. 基準のあり方 <主な対象者：基準を策定する者（学会や行政、施設管理者等）>

- ・ 基本的な考え方（①、②）を踏まえ、トイレの便器数に関する基準の点検・見直しを行うこと。
- ① **利用者構成や占有時間の変化等を踏まえ、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすること。**
※ 男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比について、改めて検討することを含む。
- ② **男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間が平等になるように、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数（大便器と小便器の合計）以上となる基準とすること。**

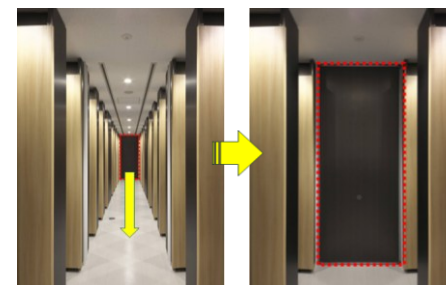
2. 適用のあり方 <主な対象者：施設を設計又は管理する者>

- ・ 基準を適用する際には、実態調査等によるデータの収集・反映を行い、施設に応じた調整を行うこと。
- ・ トイレの面積は、男性用トイレと女性用トイレの面積を同じにすることを前提にせず、それぞれ必要となる便器数や設備などを踏まえた上で、適切な面積を設定すること。 等

3. 行列改善に向けた取組 <主な対象者：施設を設計又は管理する者>

- ・ 便器を増設することが最も効果的であること。
- ・ イベントによって利用者の男女比が大きく変動する施設のトイレにおいては、男女の便器数を柔軟に調整できる取組を導入すること。 等

※ 事例集も併せて参照すること。（内閣府HP：<https://www.gender.go.jp/toilet.html>）



群馬コンベンションセンター

トイレの便器数に係る基準と
適用のあり方に関するガイドライン

令和8年6月
国土交通省

目次

はじめに	1
第1章 現状と課題	2
1. 行列の実態と特徴	2
2. 便器数の実態	3
3. 行列の要因	6
4. 便器数に関する基準	10
5. 面積的・予算的な制約、設備上の制約	11
6. 安全・安心の確保	11
7. トイレに求められるニーズの多様化	12
第2章 便器数の基準と適用のあり方	13
1. 基準のあり方	13
2. 適用のあり方	15
第3章 行列改善に向けた取組	21
1. 単一のトイレにおける取組	21
2. 複数のトイレにおける取組	27
むすびに	28

<別添資料>

- ・トイレの便器数に関する実態調査 調査結果

<関連資料>

- ・女性用トイレ行列解消の取組 課題対策事例集
- ・女性用トイレ行列解消の取組 施設事例集

※ 内閣府男女共同参画局ホームページ：<https://www.gender.go.jp/toilet.html>

はじめに

本ガイドライン¹は、男女を問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指し、トイレの行列問題の改善に向けた対応方針を示すものです。

具体的には、トイレの便器数に関する「基準のあり方」、その基準の「適用のあり方」、その他の「行列改善に向けた取組」の3つの内容について、それぞれ以下に掲げる者を主な対象者として、その対応方針を示しています。

	対応方針	概要	主な対象者
1	基準のあり方	トイレの便器数に関する基準の点検・見直しを行う際の基本的な考え方を示します。	基準を策定する者 (学会や行政、施設管理者等)
2	適用のあり方	施設の新設・改修において、基準を適用する際の留意点を示します。	施設を設計又は管理する者
3	行列改善 に向けた取組	上記の1及び2以外の観点から、施設に応じた行列改善に向けた取組を紹介します。	施設を設計又は管理する者

本ガイドラインにおけるトイレとは、不特定多数の者が利用する施設のトイレ（いわゆる公共トイレ）を対象とし、特定の者のみが利用する施設や利用者が少数に限られる施設のトイレは対象外とします。また、一部の対応方針については、イベント開催時における仮設トイレにおいても参考にすることが可能であると考えます²。

今も昔も変わらず、トイレは誰もが利用するものであり身近な存在です。一方、今と昔では、女性の社会進出等によって利用者構成が変わっており、便器の洋式化や温水洗浄便座の普及等によって利用環境も変わってきています。こうした変化等を踏まえ、各施設のトイレにおいては、改めて男女を問わず誰もが安全で快適に利用できるトイレの環境になっているか検討することが求められています。

本ガイドラインが、トイレの便器数に関する基準を策定する者や施設を設計又は管理する者などに広く活用され、男女を問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の整備が推進されることを期待します。

¹ 令和7年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、女性用トイレの利用環境の改善に向けた対策の推進が位置付けられました。これを受け、同年7月に「女性用トイレにおける行列問題の改善に向けた関係府省連絡会議」（議長：内閣官房副長官補）が開催され、女性用トイレに係る行列問題の改善のための3つの方針（好事例の収集と普遍化、トイレの設置数に係る基準の点検・見直し、仮設トイレに係る緊急の呼びかけ）が示されました。本ガイドラインは、そのうち「トイレの設置数に係る基準の点検・見直し」に対応するものとして、同年11月に立ち上げた「トイレ設置数の基準と適用のあり方に関する協議会」（座長：小林純子 一般社団法人日本トイレ協会 名誉会長、有限会社設計事務所ゴンドラ 代表）における議論等を踏まえ、とりまとめたものになります。なお、本ガイドラインは法的な拘束力を持つものではありません。

² イベント開催時における仮設トイレについては、別途、令和7年7月以降に関係府省から関係団体等に対して、事務連絡が発出され、女性用トイレへの配慮（トイレ設置数や設置エリアの工夫、トイレの柔軟な一時転用及び混雑緩和のための案内・情報提供）が呼びかけられています。

第1章 現状と課題

1. 行列の実態と特徴

(1) 行列に並ぶことに対する不便・不満・不安

国土交通省が実施したアンケート調査³では、トイレの利用にあたって「行列に並ばなければならないこと」に対して不便・不満・不安を感じていると回答した人の割合は、約10年前の調査と比較して増加又は横ばいとなっています。また、駅や駅以外の交通施設⁴、大規模商業施設における女性の割合が特に高くなっています。

表1-1 各施設における「利用するために行列に並ばなければならない」を選択した人の割合
単位 (%) (赤字は増加)、男性 n=558、女性 n=462

調査年	駅		駅以外の交通施設		コンビニ		大規模商業施設 ⁵		公園等		職場	
	H28	R7	H28	R7	H28	R7	H28	R7	H28	R7	H28	R7
男性	31.3	35.3	24.3	23.5	16.6	21.9	15.5	17.7	3.4	4.5	3.4	3.4
女性	44.0	55.2	44.2	47.2	11.6	13.6	47.6	47.4	2.4	2.6	5.3	7.6

女性用トイレの行列問題は長きにわたり指摘されていますが、今に至るまで改善が進んでいないことがうかがえます。また、同アンケート調査では、多くの方が男性よりも女性の方が待ち時間が長いという印象を持っています⁶。

その他、同アンケート調査では、頻繁に行列が発生しているトイレの施設として、「駅、スタジアム・アリーナ、サービスエリア・パーキングエリア、劇場・ホール、空港、ショッピングセンター、百貨店、映画館、駅直結の商業施設」が多く挙げられていました。上記に該当する全ての施設において行列が発生しているわけではありませんが、不特定多数の者が利用する施設のトイレにおいて、行列が発生していることがうかがえます。

(2) 行列の特徴

トイレの行列は一日を通じて常に発生しているわけではなく、特定の時間帯で一時的に発生するケースが多くみられます（一時的な行列の発生）。加えて、施設内の特定のトイレに利用者が集中することにより、他のトイレに空きがあるにもかかわらず、局所的に行列が発生するケースもあります（局所的な行列の発生）。トイレの便器数の設定にあたっては、これらの行列の特徴を踏まえて検討することが必要です。

³ 国土交通省が平成28年と令和7年に実施した「日常でよく利用するトイレに関するアンケート調査」を指します。

⁴ 駅以外の交通施設には、道の駅、サービスエリア・パーキングエリア、バスターミナル、空港が含まれます。

⁵ 大規模商業施設には、百貨店、大型複合施設が含まれます。

⁶ 国土交通省が令和7年に実施した「日常でよく利用するトイレに関するアンケート調査」では、男女のトイレの待ち時間に対する印象として「女性の方が待ち時間が長い」を選択した者の割合について、男性は90.7%、女性は97.4%という結果となりました。

表1-2 「一時的な行列の発生」の要因例と想定される事例

要因例	想定される事例
朝や夜などの時間帯	出勤・退勤時の駅のトイレ 等
平日・休日などの曜日	休日の商業施設のトイレ 等
ゴールデンウィークなどの時期	ゴールデンウィークの観光地のトイレ 等
雨天などの天候	雨天時の屋内施設のトイレ 等
スポーツのハーフタイム、 演劇の幕間など	ハーフタイムのスタジアムのトイレ、 幕間の劇場のトイレ 等
花火大会などのイベント	花火大会後の会場周辺のトイレ 等
交通機関の発車前・到着後など	観光バス到着後のサービスエリアのトイレ 等

表1-3 「局所的な行列の発生」の要因例と想定される事例

要因例	想定される事例
施設の出入口	当該出入口周辺のトイレ 等
利用者が集中するテナント	当該テナント周辺のトイレ 等
交通機関の発車場所・到着場所	空港の到着ロビーのトイレ 等

一時的に行列が発生するトイレのように、時期・時間帯により利用者数が大きく変動する施設において、適切なトイレの便器数を一義的に決定することは困難です。例えば、利用者が多い時間帯を想定して便器数を検討した場合、行列が発生しにくくなる一方、多くの面積や費用（維持管理費を含む。）を要することになります。

各施設においては、様々な要素を総合的に勘案した上で、どの程度快適なトイレを実現するのか（すべきなのか）について、適切に判断することが求められます⁷。なお、一時的に行列が発生するトイレのうち、毎日・毎週のように頻繁に行列が発生するものについては、行列改善に向けた取組を行う必要性がより高いと考えられます。

2. 便器数の実態

国土交通省が実施した実態調査⁸では、男性便器数（大便器と小便器の合計）を1としたときの男性便器数と女性便器数の比について、「駅、道の駅、空港、旅客船ターミナル、バスターミナル、スタジアム・アリーナ」において、平均値が1以下（男性便器数 \geq 女性便器数）になりました。（サンプル数が10以下の施設を除く。）

実態調査を行った全ての施設で行列が発生しているわけではありませんが、多くの施設で女性便器数が男性便器数以下となっている状況が確認されています。

⁷ 広く一般に活用されているトイレの便器数に関する基準の1つである、空気調和・衛生工学会の規準（令和2年1月）では、各施設が目指すトイレの快適性の程度に応じて、サービスレベル（3段階）が選択できるようになっています。

⁸ 国土交通省が関係府省と連携の上、令和7年8月から9月に「駅、サービスエリア・パーキングエリア、道の駅、空港、バスターミナル、旅客船ターミナル、商業施設、劇場・ホール、映画館、スタジアム・アリーナ、美術館・博物館」を対象として実施したトイレの便器数に関する実態調査を指します。

表1-4 各施設における男性便器数と女性便器数の比の平均値

	施設の用途	サンプル数 (施設数)	女性便器数／男性便器数の平均値 ⁹
1	駅	190	0.63
2	サービスエリア・ パーキングエリア	52	1.07
3	道の駅	50	0.96
4	空港	35	0.66
5	旅客船ターミナル	28	0.77
6	バスターミナル	14	0.71
7	商業施設 ¹⁰	22	1.19
8	劇場・ホール	13	1.93
9	スタジアム・アリーナ	12	0.98
10	映画館	5	0.89
11	美術館・博物館	4	1.02

なお、トイレの行列は女性用トイレに限らず、男性用トイレにおいても発生します。男性用トイレは大便器と小便器で構成されており、多くの場合、利用者の回転率の低い大便器で行列が発生していると考えられます。

同実態調査では、施設の用途を問わず、全体として小便器数が大便器数より多くなっている状況が確認されています。

表1-5 各施設における男性用トイレの大便器数と小便器数の比の平均値

	施設の用途	サンプル数 (施設数)	男性用トイレの 大便器数／小便器数の平均値 ¹¹
1	駅	190	0.65
2	サービスエリア・ パーキングエリア	52	0.49
3	道の駅	50	0.59
4	空港	35	0.71
5	旅客船ターミナル	27	0.66
6	バスターミナル	14	0.78
7	商業施設 ¹²	22	0.75
8	劇場・ホール	13	0.47
9	スタジアム・アリーナ	12	0.50
10	映画館	5	0.54
11	美術館・博物館	4	0.55

⁹ 男性便器数（大便器と小便器の合計）を1としたときの男性便器数と女性便器数の比を示しています。施設内の複数箇所にトイレが設置されている場合は合計しており、バリアフリートイレ等の男女共用のトイレは除いています。男性便器数と女性便器数の比が、1以下の場合は女性便器数が男性便器数以下であることを示し、1以上の場合は女性便器数が男性便器数以上であることを示します。

¹⁰ 商業施設には、百貨店・ショッピングセンターが含まれます。

¹¹ 小便器数を1としたときの大便器数と小便器数の比の平均値を示しています。施設内の複数箇所にトイレが設置されている場合は合計しており、大便器のみの施設は除いています。

¹² 脚注10と同じ。

男性の小用時における大便器と小便器の利用意向に関する調査¹³では、小便器を利用する者が多数を占める一方、小用時であっても大便器を利用する者が一定数存在することが分かります。さらに、その割合は増加傾向にあります。

大便器を利用する理由としては、「座りたいから」や「一人になると落ち着けるから」、「他人の目を気にしなくてよいから」などが挙げられています。

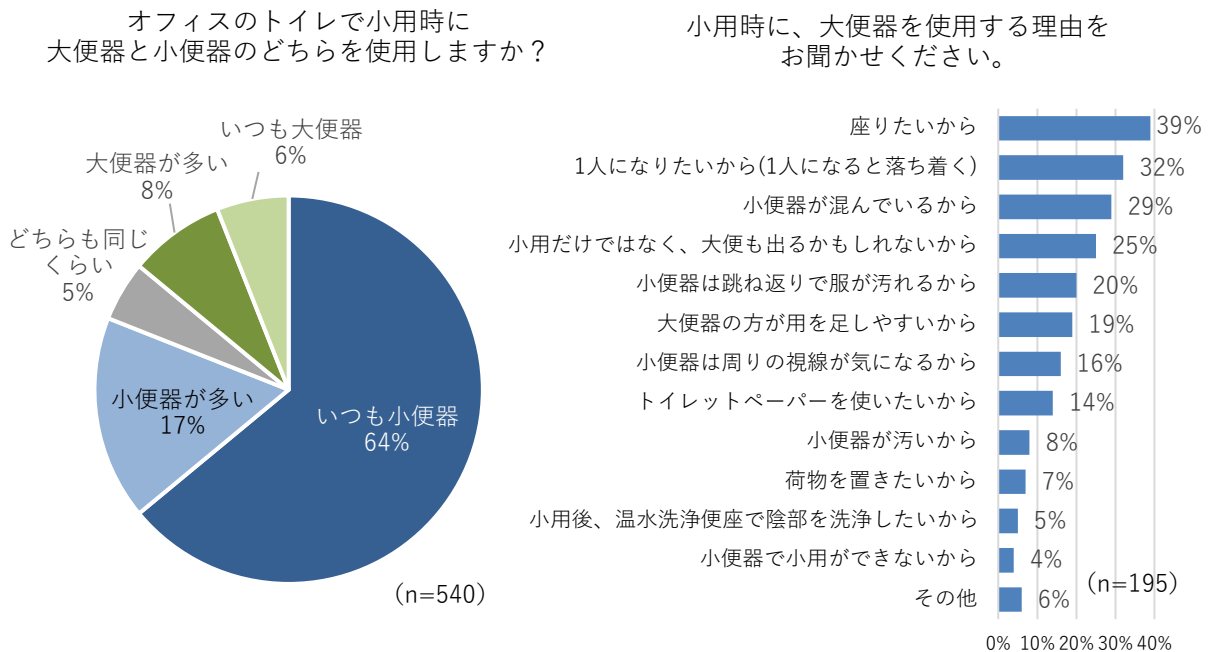


図1-1 男性の小用時における大便器と小便器の利用意向 (TOTO 株式会社)

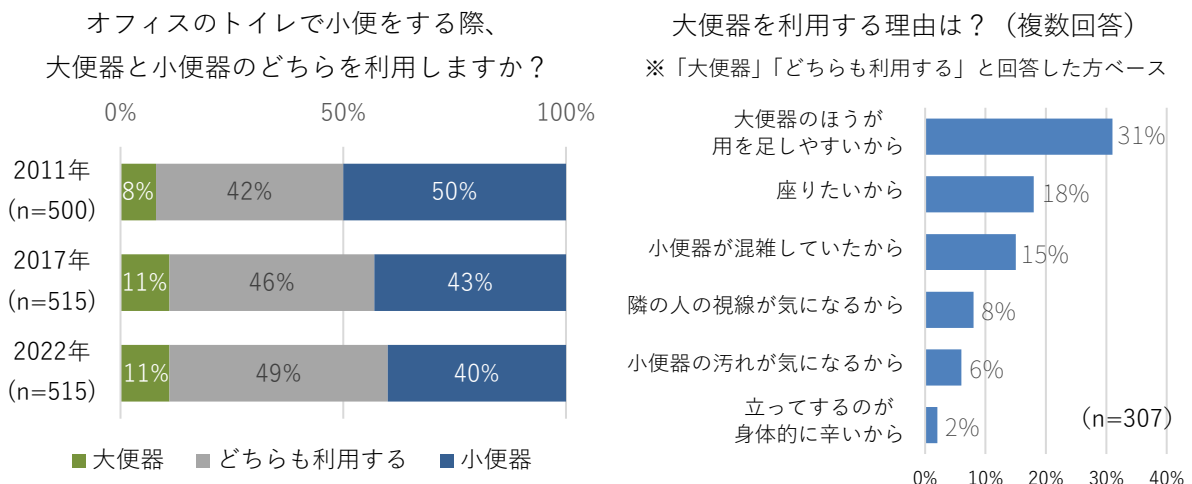


図1-2 男性の小用時における大便器と小便器の利用意向 (株式会社 LIXIL)

¹³ TOTO 株式会社 が令和 5 年に実施した「オフィストイレ男性配慮調査」及び株式会社 LIXIL が平成 23 年、平成 29 年及び令和 4 年に実施した「オフィストイレの意識調査」を指します。

3. 行列の要因

トイレの行列の要因には、施設の周辺における居住人口の増加のように、各施設固有の要因も考えられますが、ここでは広く共通して認められる要因として、「女性の社会進出」及び「トイレの利用環境の変化」を取り上げます。なお、「トイレの利用環境の変化」については、男性用トイレと女性用トイレの共通の要因として認められるものです。

(1) 女性の社会進出

女性用トイレの行列の要因として「女性の社会進出」が挙げられます。総務省の労働力調査では、女性の就業率は近年増加しています。また、国土交通省の全国パーソントリップ調査では、女性の平日1日あたりの鉄道による移動回数は増加しています。このように女性の社会進出が進むことにより、女性が外出先でトイレを利用する回数が増加していることが考えられます。

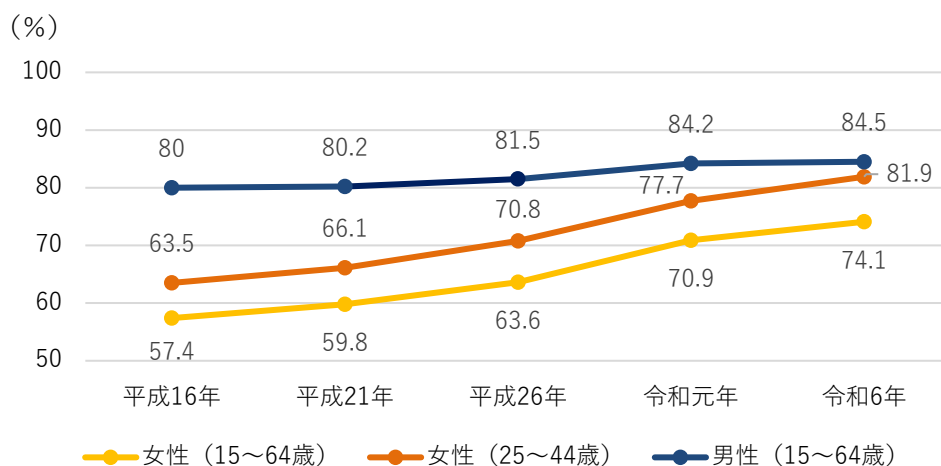


図1-3 女性の就業率の推移¹⁴

表1-6 女性（10代から60代）の鉄道による1日あたりの移動回数（平日、三大都市圏）¹⁵

	昭和62年(回/日)	平成27年(回/日)	増減率(%)
10代	0.67	0.72	6.4
20代	0.91	1.01	11.3
30代	0.30	0.59	99.4
40代	0.31	0.57	83.9
50代	0.40	0.46	13.8
60代	0.28	0.26	△5.9

¹⁴ 総務省の労働力調査（基本集計）より。労働力調査では、令和4年1月分結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を、令和2年国勢調査結果を基準とする推計人口に切り替えられています。当グラフでは、令和3年以前の数値について新基準切替え以前の既公表値を使用しています。

¹⁵ 国土交通省の全国都市交通特性調査（全国パーソントリップ調査）より。最新の調査は、令和3年の調査になりますが、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、平成27年の調査を用いて比較しています。

一方、前述のとおり、トイレの便器数の実態としては、多くの施設で女性便器数が男性便器数以下となっている状況がみられます。これは建築当初に男性利用者が多かったことを前提として便器数が設定されていたことが一因であると考えられます。なお、近年建替えや改修が行われた施設であっても、利用者構成の変化を踏まえず、建築当初の便器数が踏襲されている場合があることも想定されます。

いずれにせよ、女性の社会進出が進んだ現在では、男女の便器数が利用者構成と乖離しているおそれがあり、改めて適正な便器数について検討が求められていると考えられます。

(2) トイレの利用環境の変化

広く一般に活用されているトイレの便器数に関する基準の1つである、昭和58年に策定された空気調和・衛生工学会の規準（令和2年1月）における占有時間の目安は、事務所に於いて男性大便器300秒、男性小便器30秒、女性便器90秒、百貨店・量販店において男性大便器240秒、男性小便器30秒、女性便器90秒などとされています。近年の占有時間に関する調査（表1-7、1-8）と比較すると、男女ともに占有時間が増加している傾向がみられます。

表1-7 各施設種別のトイレにおける占有時間¹⁶

	施設種別	平均占有時間(秒)		
		男性大便器	男性小便器	女性便器
1	事務所	342	—	125
2	事務所	284	45	88
3	大学	353	38	124
4	空港	313	38	126
5	空港	320	37	136
6	駅	346	—	160

表1-8 高速道路のトイレにおける占有時間¹⁷

調査年度	平均占有時間(秒)	
	男性大便器	女性便器
平成19年度	209	88
平成26年度	244	93
平成30年度	264	117

¹⁶ トイレの利用実態と占有時間に関する施設用途別比較 -公共トイレにおける衛生器具適正数検討に関する研究 その3- (株式会社ベクトル総研、日本工業大学、コマネー株式会社) より。表中の計測は、平成29年3月～令和2年2月の間に数か月計測されています。また、男性大便器・女性便器はいずれも洋式便器の計測になります。1の事務所と比べて、2の事務所の占有時間が短い理由として、2の事務所では時間制約が厳しい業務に従事する従業員の利用が多く、時間的切迫度が高いことが占有時間に影響していると考察されています。また、1の事務所は計測期間の当初から温水洗浄便座でしたが、2の事務所は計測期間の途中から温水洗浄便座が導入されています。

¹⁷ 中日本高速道路株式会社が実施した占有時間に関する調査より。(一部のサービスエリア・パーキングエリアの調査結果より。)

占有時間が増加している要因としては、便器の洋式化が進み、尿や便の飛散・臭気の拡散が抑制され清潔性が高まったことや、排泄時の姿勢がしゃがみ込みから着座へと変わり、姿勢が楽になったこと等により、トイレの快適性が向上している点が挙げられます。また、温水洗浄便座の普及もトイレの快適性の向上に寄与していると考えられます。

国土交通省が実施したアンケート調査¹⁸では、洋式便器を好む人の割合が増加し、和式便器を好む人の割合が減少しています。

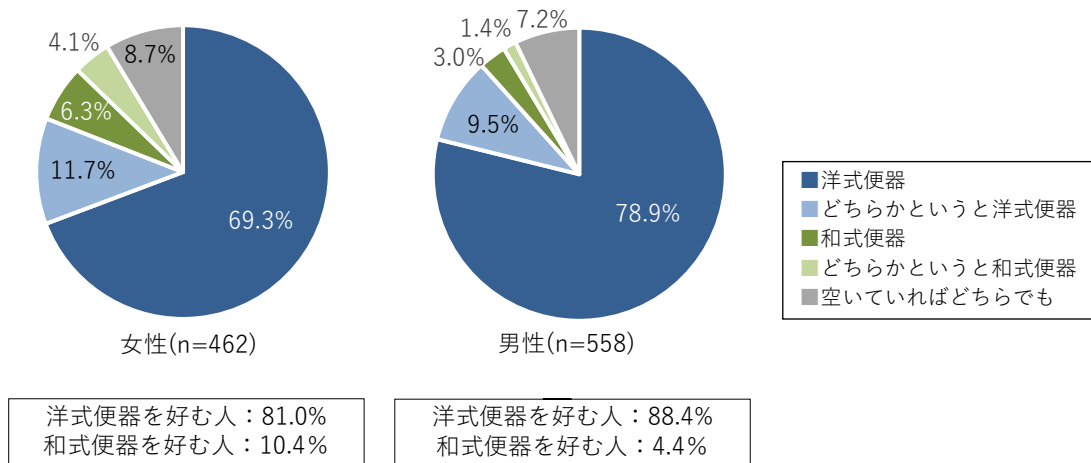


図 1 - 4 洋式便器と和式便器の好み (令和 7 年調査) ¹⁹

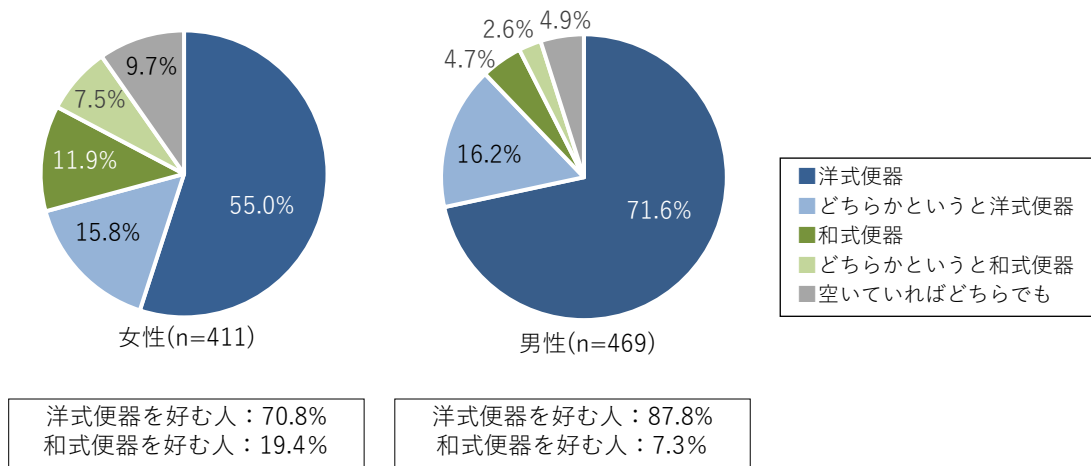


図 1 - 5 洋式便器と和式便器の好み (平成 28 年調査) ²⁰

¹⁸ 脚注 3 と同じ。

¹⁹ 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計の数値が一致しない場合があります。

²⁰ 同上

さらに、占有時間が増加している要因として、用足し以外の目的での個室の利用が挙げられます。同アンケート調査では、個室で「身だしなみを整えること」や「化粧・着替えをすること」、「スマートフォン・携帯電話やタブレット等を操作すること」等の用足し以外の行為を行う者が一定数存在しており、こうした利用実態が占有時間の増加に影響しているものと考えられます。

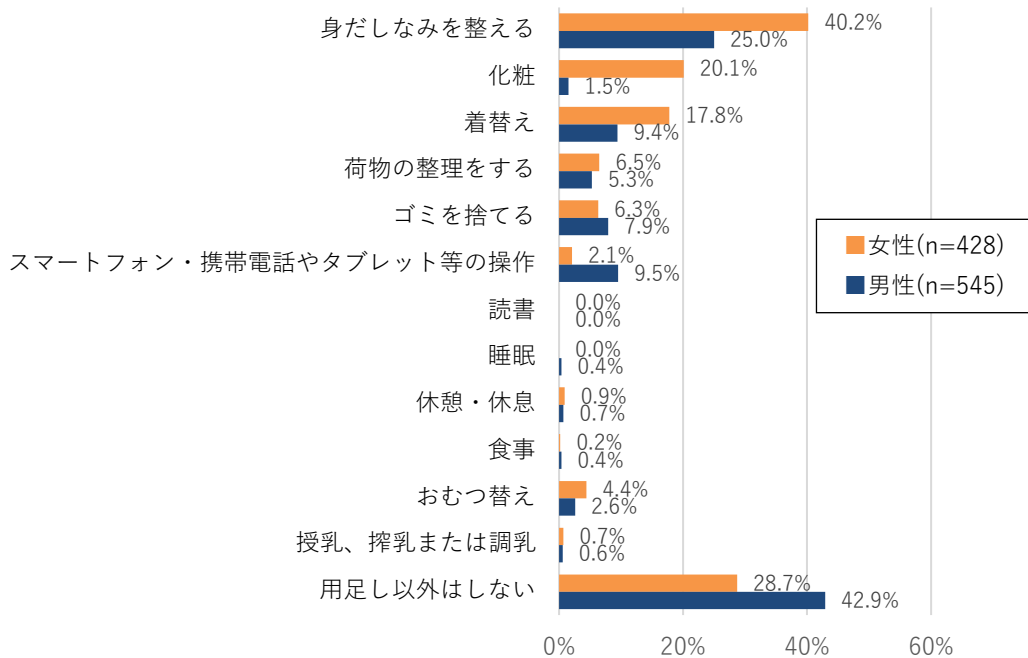


図1-6 駅のトイレの個室における用足し以外の目的での利用（令和7年調査）

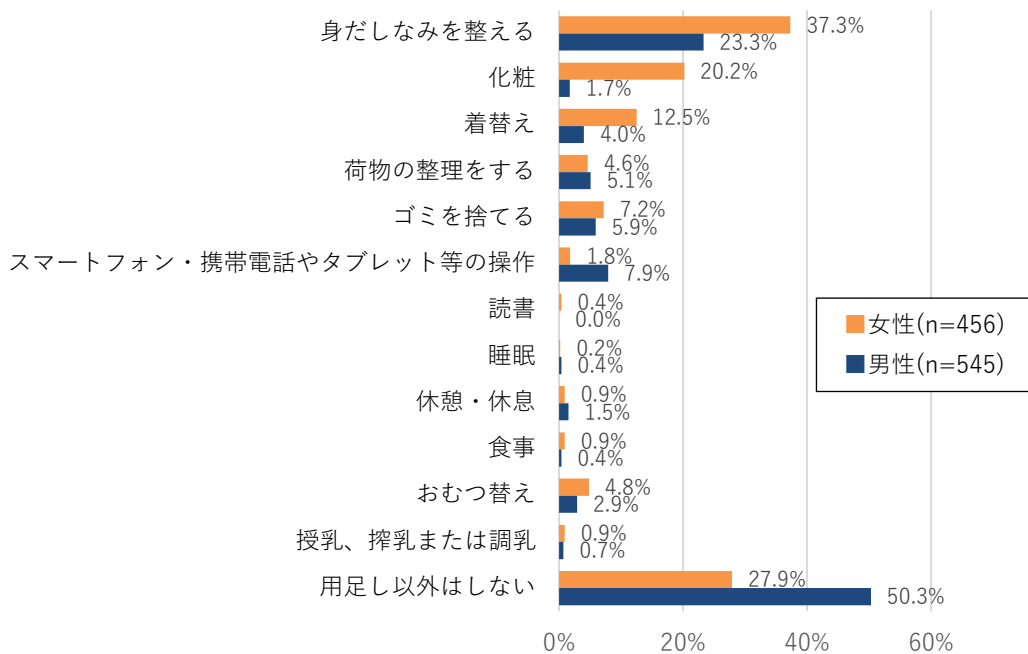


図1-7 大規模商業施設²¹のトイレの個室における用足し以外の目的での利用（令和7年調査）

²¹ 脚注5と同じ。

4. 便器数に関する基準

トイレの便器数に関する基準は、多様な主体によって定められています。広く一般に活用されている、昭和58年に策定された空気調和・衛生工学会の規準のほか、鉄道事業者や高速道路事業者などの施設管理者が、施設の実態を踏まえた独自の基準を策定している場合もあります。各施設管理者が施設の実態を踏まえて独自に基準を策定することは、行列改善の観点からも有効であると考えられます。一方、前述の利用者構成や占有時間の変化等に対応して、定期的に見直しを行うことが求められます。

その他、国土交通省が実施した調査²²では、海外の基準として、スフィアプロジェクトによるスフィア基準のほか、韓国や台湾等における基準が確認されています。

表1-9 海外の基準の例

策定主体・基準	基準の内容
スフィアプロジェクト 「スフィア基準」	<p>平成9年に、NGOグループと国際赤十字・赤新月運動が開始したスフィアプロジェクトにおいて策定され、以下のとおり避難所における便器の比率等が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の大便器を概ね1：3の比率とするよう計画すること。 ・可能であれば男性小便器を設けること。
韓国 「公衆トイレ等に関する法律」	<ul style="list-style-type: none"> ・女性用トイレの便器の数は、男性用トイレの大便器と小便器の数の合計以上になるように設置すること。 ・大統領令で定める場所・施設※の場合、女性用トイレの便器の数は、男性用トイレの大便器と小便器の数の1.5倍以上になるように設置すること。 <p>※ 公演場、観覧場、展示場、野外音楽堂、野外劇場、公園、遊園地、観光地に付随する施設として収容人数が1千人以上の施設、高速国道に設置された休憩施設として年平均1日片道交通量が5万台以上の高速国道区間に設置された休憩施設。</p>
台湾 「建築技術規則 建築設備編」	<ul style="list-style-type: none"> ・「住宅・集合住宅」、「小学校・中学校」、「その他の学校」、「一般事務所」、「工場・倉庫」、「寮」、「劇場・演芸場・集会場・映画館・カラオケ」、「駅・空港の待合室」、「その他の公共用建物」の9区分について、原則としてそれぞれ区分ごとに定められた便器数が設置されていること²³。
アメリカ・メリーランド州 「メリーランド州法典」	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において、女性用トイレの便器の数が男性用トイレの大便器と小便器の合計以上になるように設置すること。

²² 国土交通省が令和7年に在外公館を通して、10の国・地域等を対象として実施した調査を指します。

²³ 内政部国土管理署ホームページ（[建築技術規則 | 内政部国土管理署全球資訊網](#)）より。

5. 面積的・予算的な制約、設備上の制約

行列改善のためには、便器を増設することが最も効果的である一方、面積的・予算的な制約により増設が困難な場合があります。また、トイレの環境は施設利用者の満足度等に影響するとされている一方、基本的に直接的な利益に繋がりにくいため、施設管理者等にとって積極的に整備を行うインセンティブが働きづらい側面があります。

その他、技術的な課題として設備上の制約も挙げられます。便器を増設するためには、給排水のための配管や、換気を行うためのダクトの改修等が必要となる場合があります。これらに関係法令（建築基準法等）に適合させることが困難な場合があります。仮に関係法令に適合させることが可能であっても、改修等のために多大な費用を要する場合があります。

施設管理者等においては、これらの制約を踏まえた上で、行列改善に向けて実施可能な取組から順次取り組むことが求められています。

6. 安全・安心の確保

女性の利用者は、トイレ内や周辺環境に対して防犯上の不安などを感じることで、トイレの利用を控える傾向がみられます²⁴。そのため、男女を問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現のためには、前提としてトイレの安全・安心が確保されることが重要です。

平成29年3月にとりまとめられた「女性が輝く社会づくりにつながるトイレ等の環境整備・利用のあり方に関する取りまとめ」において、以下のとおり、トイレの安全・安心の確保のための取組の方向性がとりまとめられており、引き続き安全・安心の確保に向けた取組の推進が求められています。

（3）トイレの安全・安心の確保

《取組の方向性》

（略）トイレ施設内や周辺の暗さは利用者の不安感を増長させ、不審者に好都合な状況ともなることから、トイレ施設内やその周辺の明るさを確保することや施設設置管理者等による定期的な巡回の回数を増やすことが挙げられる。例えば、清掃も兼ねた巡回を実施することで、清潔なトイレ環境の維持と防犯のための見守りを同時に行う取組が挙げられる。

個々の事情に応じた方向性としては、施設の新設や改修のタイミングで、人通りの少ない場所にトイレを設置しないことや、トイレの出入口やレイアウトに死角を作らないようにするなど、設計段階からトイレの設置場所や配置に工夫することが望ましい。

また、出入口への監視カメラの設置や、個室便房内に防犯ブザーを設置するなどの取組は、利用者の不安を軽減させるほか、犯罪の抑止にもつながると考えられる。

そのほか、キャリーケースなど大きな荷物を持ったままトイレに入ろうとする場合に、個室便房内に十分な広さがなければ共用空間に荷物を置いたままトイレを利用しなければならず、盗難の恐れもあることから、共用空間に盗難防止措置を講じた荷物の置き場所を整備することや個室便房内に荷物を置くことができる広さを確保することも望ましい。

なお、安全・安心な利用が確保され、清潔かつ快適に利用できる環境が整っているのであれば、料金を支払ってでも（有料トイレ）利用したいという声もある。

図1-8 トイレの安全・安心の確保のための取組の方向性（取りまとめより抜粋）

²⁴ 国土交通省が令和7年に実施した「日常でよく利用するトイレに関するアンケート調査」では、トイレに対して不便・不満・不安に感じることで、「トイレ内やトイレ周辺の環境（暗い・臭い・虫がいる・人目につかない場所にあるなど）により、安心して利用できない」を選択した割合について、女性は男性より高い結果となりました。

7. トイレに求められるニーズの多様化

トイレは、誰もが利用できるものであることが必要です。

例えば、車椅子使用者などが円滑に利用できる環境の整備が求められており、我が国ではバリアフリー法²⁵に基づき、バリアフリースイートの設置が進められてきました。併せて、建築設計標準などのバリアフリーガイドライン²⁶に基づき、バリアフリースイートにおける設備の充実等が推進されています。法令による義務化前に建てられた施設においても、改修等によりバリアフリースイートの設置が進んできたところですが、男性用トイレと女性用トイレのスペースの一部を活用して整備されるなど、限られたスペースの中で調整している場合もあります。また、現在では、バリアフリーガイドラインにおいて、バリアフリースイートとは別に、家族など異性による介助・同伴が必要な者や性的マイノリティ等の利用に配慮した男女共用の広めの便所の設置に関する考え方も示されています。

本ガイドラインは、現在整備されている多くのトイレが男女別トイレであること等を踏まえ、主として男女別トイレを前提とした内容としていますが、車椅子使用者や家族など異性による介助・同伴が必要な者、性的マイノリティ等、多様な利用者を想定したトイレの整備を行うことが必要である点についても留意することが必要です。

²⁵ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）

²⁶ 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」のほか、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」及び「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を指します。

第2章 便器数の基準と適用のあり方

1. 基準のあり方

主な対象者：基準を策定する者

トイレの便器数に関する基準を策定する学会や行政、施設管理者等においては、以下に示す基本的な考え方を踏まえ、当該基準の点検・見直しを行うことが求められます。なお、本ガイドラインで示しているのは、あくまでも学会や行政、施設管理者等が基準の点検・見直しを行う際の基本的な考え方であることに留意してください²⁷。

① 利用者構成や占有時間の変化等を踏まえ、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすること。

② 男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間²⁸が平等になるように、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数（大便器と小便器の合計）以上となる基準とすること。

①について

前提として、男女を問わず快適にトイレを利用できる基準とすることが重要です。

現状では、多くの施設で女性便器数が男性便器数以下となっている状況がみられます。これは建築当初に男性利用者が多かったことを前提として便器数が設定されていたことが一因であると考えられますが、現在は女性の社会進出等により、女性が外出先でトイレを利用する機会が増加し、利用者構成が変化してきていると考えられます。こうした状況を踏まえると、現在の女性用トイレにおける行列は、男女の便器数が利用者構成と乖離していることが一因であると考えられます。

なお、トイレの行列は女性用トイレに限らず、男性用トイレにおいても発生します。男性用トイレの行列は、主として回転率の低い大便器で発生していると考えられます。また、小用時に小便器ではなく大便器を利用する者が一定数存在しており、その割合は増加している傾向にあります。これらを踏まえ、男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比についても、改めて検討することが必要です²⁹。また、男性用トイレと女性用トイレともに、トイレの利用環境の変化に伴い、占有時間が増加している傾向がみられます。

こうした利用者構成や占有時間の変化等を踏まえ、改めて男女を問わず快適にトイレを利用できる基準について検討することが重要です³⁰。その際には、足元の状況のみならず、中長期的な視点で検討することも求められます³¹。

²⁷ 今後の学会や行政、施設管理者等による基準の点検・見直しの対応については、「むすびに」も参照ください。

²⁸ トイレの待ち時間とは、トイレに到着してから個室又は小便器に到達するまでの時間を指します。

²⁹ スポーツのハーフタイムや演劇の幕間など、限られた時間内で多数の者に利用させる必要がある場合には、小便器を多く設置することが有効であると考えられます。男性用トイレにおける大便器数と小便器数の比は、施設の用途や利用者の属性等に応じて、適切に設定することが求められます。

³⁰ トイレの便器数の設定にあたっては、加齢や疾病等により排泄を我慢することが困難である者がいること等を踏まえ、可能な限り待ち時間が発生しないようにすることが望ましいです。一方、面積的・予算的な制約、設備上の制約により、一時的に行列が発生するトイレにおいては、利用者が多い時間帯を想定した便器数の設定が困難であることが想定されます。この場合は、待ち時間の発生を前提とした便器数の設定をすることになります。その際、施設の設計や管理をする者が判断に苦慮することが想定されるため、空気調和・衛生工学会の規準のように汎用性のある基準においては、便器数を変更した場合にトイレの待ち時間がどのくらい変わるのか等について、一定の予測をできるようにすることが望ましいです。

³¹ 前述の女性の社会進出やトイレの利用環境の変化、男性の小用時における大便器と小便器の利用意向等については、今後も社会情勢の変化等に伴い変わっていくことが見込まれます。また、各施設における改修・建替えの計画や今後の運営方針を踏まえた利用者の人数及び構成の見込み等を考慮して検討することも重要です。

②について

①を前提とした上で、トイレの利用の仕方には男女の性差が影響していることを踏まえ、トイレの待ち時間が平等になる基準とすることが重要です。

トイレの利用の仕方は、利用者によって異なります。個人の持つ排泄に影響を及ぼす疾病等による影響もありますが、個人によらない要因として、男女の性差（身体構造の違い、月経対応等）がトイレの利用の仕方に大きく影響しています。

具体的には、女性は必ず大便器を利用し、個室の出入りや衣服の着脱等の動作が加わります。また、女性は月経への対応が必要となる場合もあります。こうした事情から、一般にトイレの利用に要する時間は、男性よりも女性の方が長くなる傾向があります。

現在、女性用トイレにおいて行列が多く発生している状況があります。女性の待ち時間は長時間化しており、社会・経済の面で少なくない機会損失が発生していると考えられます³²。また、男女でトイレの待ち時間に差がある状況の改善に向けては、基準を構成する算定条件についても見直しが必要であると考えます。

このため、トイレの便器数に関する基準については、前述の男女の性差を踏まえ、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数以上となる基準とすることが必要であると考えます³³。その上で、基準の点検・見直しを行う際には、最低限の水準である男性便器数と女性便器数を同数とすることを必ずしも目指すのではなく、前述の国内外の基準や今後実施される調査・検証の結果等も参考にしながら、施設の利用用途や利用者の属性等を踏まえて、適切な水準で設定することが重要です。その際には、足元の状況のみならず、中長期的な視点で検討することも求められます³⁴。

なお、上記の考え方は「利用者が概ね男女同数である施設」を対象として、女性便器数が男性便器数以上となる基準とすることとしている点に留意することが必要です。このため、男性利用者が一定程度多く見込まれる施設のトイレにおいては、男性便器数が女性便器数以上となる場合もあり、その逆も同様であると考えます。

他方で、待ち時間を減らす観点からは、個室における化粧やスマートフォンの利用等の行動を控えるよう行動変容を促すこと等が重要です。そのための取組については、「第3章 行列改善に向けた取組 1. 単一のトイレにおける取組」において紹介しています。

³² 男性においても、同行する女性のトイレの利用を待つことなどにより、同様に機会損失が発生しているという見方もできると考えられます。

³³ 男性用トイレは大便器と小便器、女性用トイレは大便器のみで構成されています。また、前述のとおり、男性大便器・男性小便器・女性便器では占有時間が異なり、特に男性大便器の占有時間は長くなっています。これらの実態を踏まえると、特に便器数が少ないトイレにおいては、男女の待ち時間を平等にするために設定された算定条件に基づき算出される便器数が、「女性便器数が男性便器数以上となる」ことを満たさない場合があると考えられます。

³⁴ 脚注 31 と同じ。

2. 適用のあり方

主な対象者：施設を設計又は管理する者

同じ用途の施設であっても、トイレの利用のされ方は大きく異なります。そのため、空気調和・衛生工学会の規準のように汎用性のある基準を適用する際には、各施設の特性に応じて調整を行う必要があります。

また、調整を行うにあたっては、施設の設計又は管理をする者の個人の経験のみによるのではなく、実態調査等に基づく客観的データも用いて検討することが求められます。個人の経験のみでは、自身が利用していない時間帯における利用のされ方や利用者の属性等を把握することが難しく、特に異性のトイレの利用の仕方について十分に理解することは困難であると考えられます。

このほか、基準を適用する際に考慮すべき事項であるトイレの面積、新設と改修における取組の違い、面積が狭いトイレにおける留意点などについても、併せて紹介します。

(1) データの反映

トイレの利用のされ方に影響を与える要素として、「施設の用途」、「利用者の属性」、「時期・時間帯」、「トイレの位置」、「周辺施設」などが挙げられます。これらについては、適用する基準の中で既に考慮されている場合もありますが、各施設において客観的データ等に基づき調整を行うことで、より実態に即したトイレの整備が可能となります。なお、データの反映にあたっては、足元の状況のみならず、中長期的な視点で検討することが必要です。

表2-1 データの反映のイメージ

要素	データのイメージ	反映のイメージ
施設の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業施設では、女性の利用者が多い場合があること ・ アリーナでは、イベントに応じて利用者の男女比が異なること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の利用者が多い商業施設においては、女性便器の比率を高める。
利用者の属性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に高齢者が多い場合、利用回数が多くなることや占有時間が長くなることが見込まれること ・ 利用者に小さな子どもがいる家族が多い場合、子どもの補助等により占有時間が長くなることが見込まれること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に高齢者や小さな子どもがいる家族が多い施設においては、便器数を多くする。
時期・時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間帯により、トイレの利用者数が増減すること ・ ゴールデンウィークに、トイレの利用者数が増加すること ・ 季節による衣類の変化等により、トイレの占有時間が変わること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝の通勤時に男性用トイレ・女性用トイレともに混雑しており、特に男性用トイレにおいて大便器の混雑が見られる場合は、大便器の比率を高める。
トイレの位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食テナント周辺のトイレでは、利用回数が増えること ・ 施設の出入口周辺の下層階のトイレでは、上層階のトイレに比べて利用回数が増えること ・ 長時間にわたりトイレの利用が制限される交通機関を利用する場合は、交通機関を利用する前にトイレの利用が集中すること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食テナント周辺のトイレや施設の出入口周辺のトイレにおいては、他のトイレより便器数を多くする。
周辺施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近傍にスタジアム・アリーナや劇場・ホール等がある場合は、イベント前後に利用が集中すること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタジアムが近くにある駅においては、周辺トイレの設置状況を踏まえながら、スタジアムと連携の上、便器数を多くする。

実際の商業施設のトイレの利用者数に関するデータ（図2-1）を示します。「利用者の属性」について、ほとんどの階で女性の利用者が多くなっていることが分かります。また、「トイレの位置」について、いずれの階も床面積が概ね同じであるにも関わらず、各階の利用者数が大きく異なっており、利用のされ方に大きな差が生じています。北棟2階のトイレは駅コンコースに直結しているフロアに位置しており、両棟11階のトイレは飲食テナントのフロアに位置しているため、利用者が多くなっています。

こうした実態を踏まえると、当該商業施設においては、利用者が多い女性用トイレについて、（従前の便器数にもよりますが、）便器の増設を検討することが有効であると考えられます。また、デジタルサイネージ等によってトイレの空き状況を可視化し、比較的空いている上層階のトイレの利用を促すなど、利用者の分散を促す工夫を講じることも有効であると考えられます。

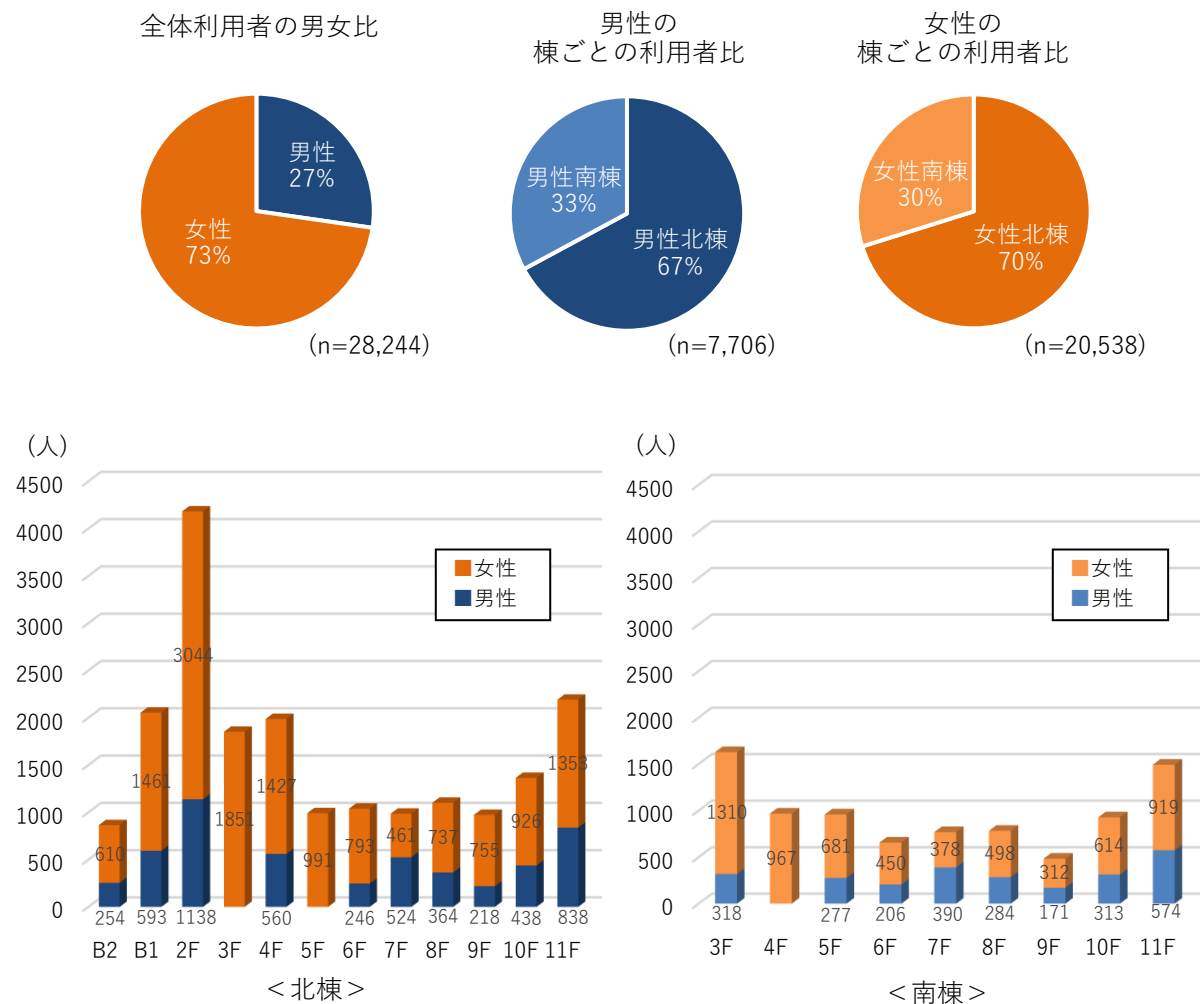


図2-1 商業施設におけるトイレの利用者数に関するデータの事例（平成24年、土曜日）
（提供：有限会社設計事務所ゴンドラ）

(2) データの収集

客観的データを用いて検討するためには、実態調査を行い、データを収集することが必要となります。トイレによっては、時期・時間帯によって利用者数が大きく変動する場合があります。また、前述の商業施設のように、同じ施設内であっても利用が集中するトイレとあまり利用されないトイレが存在することもあります。実態調査を行う際には、こうした様々な要素を考慮したうえで、利用状況を適切に把握できるようにすることが必要です。

そのため、トイレの利用のされ方を把握するためには、平日と休日など利用者数に差がある日を分けて、1日を通じて調査を行うことが望ましいです。また、施設内に複数のトイレがある場合は、可能な限り全てのトイレにおいて調査を行うことが望ましいです。なお、1日を通じて、全てのトイレの調査を行うことが困難な場合には、利用者数が最も多いと考えられる時間帯やトイレに絞って調査を行うことも考えられます。

実態調査においては、利用者数だけでなく、利用者の属性（性別、年齢等）やトイレ内の利用状況を把握することが重要です。トイレ内の利用状況については、一定間隔（例えば30分ごと）でトイレ内に入り、利用者がどのようにトイレを利用しているか、行列が発生している場合はどこにどれだけ並んでいるか等について確認します。また、待ち時間については、ストップウォッチ等を用い、調査者自らが行列の最後尾に並び、個室又は小便器に到達するまでの時間を計測することによって把握することが可能です。

プライバシーに配慮した上で、センサーやカメラ等のデジタル機器を用いて調査を行うことも有効です。近年では、便座や個室の扉にセンサーを設けたものがあり、継続的にデータを把握することも可能となっています。

収集したデータは、各施設管理者で蓄積するだけでなく、施設管理者間で共有すること等により、周辺施設が一体となり、快適なトイレの利用環境を構築することが期待されます。さらに、データが蓄積・公開等されることにより、施設の用途や利用者の属性等に応じたトイレの利用のされ方を詳細に把握することが可能となり、より精度の高い基準の策定につながることも期待されます。また、中立的な第三者が、各施設管理者のデータを集約し、必要に応じてデータの処理を行った上で、施設を設計又は管理する者が活用できる情報として公開することも考えられます。

その他、実態調査に加え、トイレをよく利用する利用者や従業員を対象としたアンケート調査を実施し、トイレに対する困りごとや要望を定期的に把握することも重要です。

一方、新設の場合は、改修の場合と異なり、実態調査を行うことができません。この場合は、施設の用途や床面積等からトイレの利用者数等を推測することになりますが、類似施設や近隣施設におけるトイレの利用者数等を参考にすることも考えられます。また、建替えの場合は、建替え前の施設のトイレにおいて、あらかじめ実態調査を実施しておくことも考えられます。

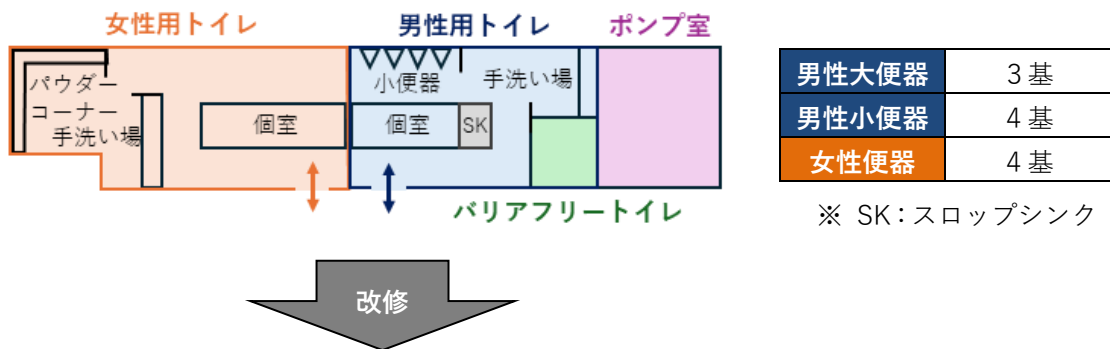
(3) トイレの面積

男性用トイレと女性用トイレの双方で必要な便器数が確保できるよう、十分な面積を確保するよう努めることが望ましいです。その際には、男性用トイレと女性用トイレの面積を同じにすることを前提とするのではなく、それぞれ必要となる便器数や設備などを踏まえた上で、適切な面積を設定することが重要です。

図2-2の事例は、実態調査の結果として、女性用トイレにおいて行列が発生していたこと等を踏まえ、女性用トイレの便器数や設備について見直しを行い、改修を実施した事例になります。当該改修では、必要となる便器数や設備を設置するための面積を確保するため、隣接するポンプ室をトイレに改修しています。

その他、トイレの設置場所によって面積を調整することも有効です。混雑が予想される位置にあるトイレでは、施設内の他のトイレより便器数を多くするなどの調整を行うことが考えられます。

<改修前>



<改修後>

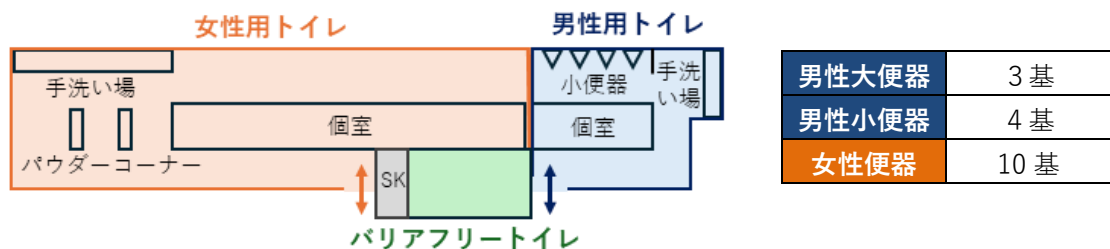


図2-2 改修によりトイレの面積及び便器数等を見直した事例³⁵

³⁵ 実際のトイレの図面を抽象化して作成しています。

(4) 新設と改修における取組の違い

新設（建替えを含みます。）の場合は、必要な便器数が確保できるよう、十分な面積を確保するよう努めることが望ましいです。十分な面積を確保することで、将来の利用者構成の変化等に対応した改修が容易になるだけでなく、動線の円滑化や清掃の容易性向上にもつながり、日常的な混雑の抑制にも有効であると考えられます。

一方、改修の場合は、面積的・予算的な制約、設備上の制約から便器の増設が困難であることが多く想定されます。そのため、既存施設のトイレについては、建替え等の際に改善を図ることが求められます。なお、頻繁に行列が発生している場合は、便器数が大幅に不足している可能性があります。このような場合には、施設・敷地の一部を活用して新たにトイレを整備することなどにより、積極的に便器を増設することが望ましいです。

(5) 面積が狭いトイレ

トイレに設置する大便器及び小便器は、故障時に利用できなくなるリスク等を考慮し、それぞれ少なくとも2つ設置することが求められる場合があります。このため、面積が狭いトイレにおいては、故障時に利用できなくなるリスク等を考慮すると、女性便器数を男性便器数以上とすることが困難な場合があります。

なお、面積が狭いトイレであっても、頻繁に行列が発生している場合は、便器を増設するために面積を広げることが望ましいですが、面積的・予算的な制約、設備上の制約から困難であることが多く想定されます。このような場合には、施設内の他のトイレへ利用者を誘導すること等が有効です。そのための取組については、「第3章 行列改善に向けた取組 2. 複数のトイレにおける取組」において紹介しています。

第3章 行列改善に向けた取組

1. 単一のトイレにおける取組

主な対象者：施設を設計又は管理する者

行列改善に向けた取組には、便器の増設に限らず、様々な手法があります。特に、改修により便器の増設が困難な施設においては、実施可能な取組から順次取り入れることが重要です。

具体的な事例については、令和7年12月に内閣府男女共同参画局が作成・公表した「女性用トイレ行列解消の取組 課題対策事例集」及び「女性用トイレ行列解消の取組 施設事例集」を参照ください。

表3-1 単一のトイレにおける取組の一覧表

取組内容	課題対策事例集 対応ページ	施設事例集 対応ページ
<トイレの便器数に関する取組>		
(1) 便器の増設	p.3	p.8、9、19、23、 26～28、32、35
(2) 男女の便器数の柔軟な変更	p.4～7	p.3～7、10、12、 13、18、29
<トイレの便器数に関する取組以外の取組>		
(3) 行動変容の促進	p.10	p.6、16、28、31
(4) 個室の目的外利用の抑制	p.9	p.4、5、9～12、 23、24、32～35
(5) 空き状況の可視化	p.11～14	p.4、5、8、11、 15～17、19、22、 24、28、30～32、 35、39
(6) 動線計画	—	p.4、5、8、9、11、 22、23、28、34
(7) 個室の利便性	—	p.34
(8) 洋式化の推進	—	p.34
(9) 小便器のプライバシーの確保	—	p.26
(10) メンテナンス方法の改善	—	—

<トイレの便器数に関する取組>

(1) 便器の増設

便器を増設することは、行列改善に向けた取組として最も効果的です。

トイレの区画内に空きスペースがある場合は、便器を増設することが考えられます。他方で、トイレ外の倉庫やポンプ室などをトイレへ改修した事例もみられます。一般に既存施設のトイレには空きスペースがないと考えられますが、トイレの区画内に限らず柔軟に検討を行うことが必要です。

また、個室の広さに余裕がある場合は、個室を狭くすることで便器を増設することが考えられます。ただし、個室を狭くすることは、身体が不自由な者など広い個室を必要とする者にとって、トイレの利便性を低下させ、かえって占有時間の長時間化を招くおそれがあります。そのため、一部を広い個室のまま残すなど、一律に個室を狭くしないことにも配慮することが必要です。

その他、既存のパウダーコーナーや手洗い場等を縮小し、便器を増設することも考えられます。ただし、パウダーコーナーや手洗い場等を縮小することにより、かえって個室の占有時間の長時間化や手洗い場の混雑を招くおそれがあること等に留意することが必要です。

<課題対策事例集：p.3、施設事例集：p.8、9、19、23、26～28、32、35>

(2) 男女の便器数の柔軟な変更

イベントによって利用者の男女比が大きく変動するスタジアム・アリーナや劇場・ホールなどの施設のトイレにおいては、新設段階から男女の便器数を柔軟に調整できる取組を導入しておくことが重要です。

男性用トイレと女性用トイレの間仕切りの位置を可変とすることや、男性用トイレと女性用トイレを切り替えられる構造とすることなど、様々な方式があります。施設の用途や利用者の属性等に応じ、最適な方式を採用することが必要です。なお、男性用トイレと女性用トイレの切り替えにあたっては、事前に個室の状況を点検することなどにより、安全・安心の確保を図ることが必要です。

<課題対策事例集：p.4～7、施設事例集：p.3～7、10、12、13、18、29>

<トイレの便器数に関する取組以外の取組>

(3) 行動変容の促進

トイレは、疲労時や緊張時、体調不良時、月経痛時など、利用者が様々な目的で一時的に落ちつける空間として利用されることがあります。こうした利用のされ方は一定程度許容される一方、混雑時においては、トイレの利用が切迫している者がいる可能性に鑑みて、個室で化粧やスマートフォンの利用等の行動をすることは避けるべきであると考えられます。また、異物の投棄などのマナー違反により、トイレが一時的に利用できなくなることで行列が発生する場合があります。

これらを踏まえ、利用者の行動変容を促進する取組として、個室における化粧やスマートフォンの利用等の行動の抑制や利用者のマナー向上のためのポスターを掲出することなどが考えられます。また、個室内にモニター等を設置し、他の個室の利用状況を知らせることで、円滑な利用を促すことも有効です。

加えて、スマートフォンの充電等に個室内のコンセントが利用される場合、個室の長時間利用につながるおそれがあることを踏まえ、コンセントの設置方法や配置について配慮することが望ましいです。

その他、行列の発生が予見される施設においては、事前に利用者に対して、当該施設に来訪する前のトイレの利用を促すこと等も考えられます。

<課題対策事例集：p.10、施設事例集：p.6、16、28、31>

(4) 個室の目的外利用の抑制

前述のとおり、個室で化粧やスマートフォンの利用等の行動がなされることにより、行列が発生している場合が考えられます。個室における化粧への対策として、手洗い場とは別に化粧直しや身だしなみを整えることができるパウダーコーナー・パウダールーム（スタイリングコーナー・スタイリングルーム）や、個室とは別にフィッティングルームを整備することが有効です。近年では、男性用トイレにおいてもパウダーコーナー・パウダールームを設置する試みもみられます。

また、個室におけるスマートフォンの利用等への対策として、トイレ外にベンチ等を設置したスペースを整備し、トイレ外で座って落ち着いた状態でスマートフォンの利用等ができるようにすることも考えられます。

<課題対策事例集：p.9、施設事例集：p.4、5、9～12、23、24、32～35>

(5) 空き状況の可視化

奥に空いている個室や小便器が存在していても、空き状況が確認しにくいことによって、手前で行列が発生する場合があります。そのため、トイレのレイアウトは、個室及び小便器の空き状況が確認しやすいものとするのが重要です。

空き状況を確認しやすくする手段として、トイレの入口付近に空き状況を知らせるデジタルサイネージ等を設置することも有効です。デジタルサイネージ等の設置が困難な場合は、個室ごとに空き状況を知らせるフラッグやランプを設置すること等により、空き状況を容易に確認できるようにすることが有効です。また、施設のホームページやアプリケーション等を通じて、空き状況の情報提供をすることにより、利用者がどこからでもトイレの空き状況を確認できるようにすることも考えられます。

さらに、奥の個室や小便器の利用を誘導するため、奥側の照明を明るくすることで、心理的に利用者を奥へ誘導するサバンナ効果³⁶を取り入れることも考えられます。

<課題対策事例集：p.11～14>

<施設事例集：p.4、5、8、11、15～17、19、22、24、28、30～32、35、39>

(6) 動線計画

利用者が滞留することによる行列の発生を抑制するためには、トイレに入る人と出る人の動線が重ならないように配慮することが重要です。面積に余裕がある施設においては、トイレの入口と出口を分け、一方通行の動線とすることも有効です。

また、行列の発生が予見される場合は、待ち位置を明示することも重要です。待ち位置の先頭は個室や小便器の空き状況が確認しやすい位置とし、利用者の入れ替わりの時間を短くできるよう、可能な限り個室や小便器に近い位置とすることが有効です。また、行列がトイレから出る人の動線と重ならないように配慮することも必要です。男性用トイレにおいては、行列が個室のものなのか、小便器のものなのか、判別しにくい場合があります。そのため、個室の行列であることを表示するなど、利用者が迷わないように配慮することが考えられます。

<施設事例集：p.4、5、8、9、11、22、23、28、34>

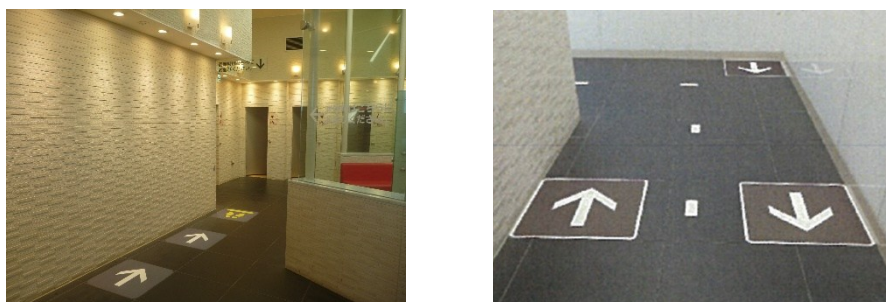


図3-1 トイレの待ち位置を明示している事例（提供：中日本高速道路株式会社）

³⁶ 入口付近よりも空間の奥の方の照明を明るくすることで、人が安心を感じ、奥に進むという心理的効果。

(7) 個室の利便性

個室の円滑な利用を促進するためには、個室の広さを十分確保することが重要です。扉の開閉時に衣服が便器に接触しないようにすることなど、十分な奥行と幅を確保することが必要です。キャリーケースなど大きな荷物を持ったままの利用が多く想定される場合には、大きな荷物の持ち込みに配慮した個室とすることが望ましいです。

また、個室内の動作をスムーズにし、占有時間を短くするためには、手荷物や上着を置くことや掛けることができる場所を設けることも有効です。近年では、個室内だけでなく、手洗い場に荷物置き場を設ける事例もみられます³⁷。なお、荷物置き場やフック等の高さ・位置については、多様な利用者に配慮し、手の届く高さ・位置にすることが必要です。

その他、利用者が迷うことなく操作できるように紙巻器、便器洗浄ボタン等を JIS 規格に対応した配置とすること³⁸や、外国人による利用に対応した多言語の案内表示を設置することなども有効です。

<施設事例集：p.34>

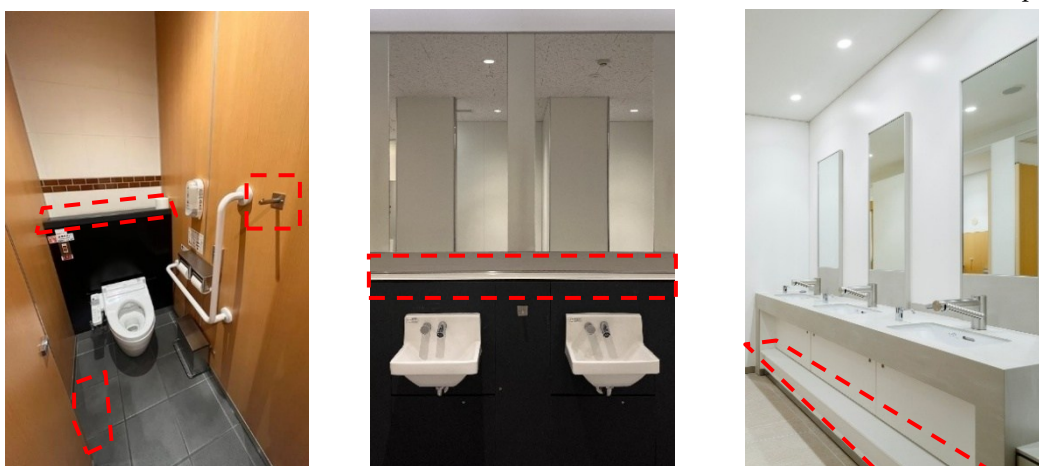


図3-2 個室及び手洗い場における手荷物掛け、荷物置き場の事例
(写真右、提供：有限会社設計事務所ゴンドラ)

(8) 洋式化の推進

洋式便器を好む人の割合が増加しており、和式便器を好む人の割合は減少しています。和式便器が設置されているトイレにおいては、和式便器が空いているにもかかわらず、利用されずに行列が発生している場合があります。

こうした状況を踏まえると、今後のトイレの整備においては、洋式便器を基本として整備を進めることが重要です。

<施設事例集：p.34>

³⁷ 車椅子使用者による利用に配慮し、膝が入るスペースを確保することに留意することも必要です。

³⁸ JIS S 0026「公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」を指します。

(9) 小便器のプライバシーの確保

男性用トイレにおいて、小用時に他人の目が気になるなどの理由で大便器を利用する者が一定数存在します。プライバシー確保の観点からは、小便器の間に衝立（パーティション）を設置することが有効です。これにより、小用時に回転率の高い小便器の利用を促す効果も期待できると考えられます。

<施設事例集：p.26>

(10) メンテナンス方法の改善

トイレの清掃方式には、主に湿式清掃と乾式清掃があります。湿式清掃は水を流してブラシ等でこすり洗いをするものであり、乾式清掃は水を流さずモップ等でふき取るものになります。湿式清掃には埃を舞い上げず、こびりついた汚れを落とすことができるといった利点がある一方、清掃に時間を要し、清掃中に床が乾くまで利用を中断させる必要があることなどの課題があります。

他方で、近年ではトイレの床材の開発が進み、汚れが付きにくく、湿式清掃を行わなくても汚れを除去できるようになっています。このため、行列改善の観点からは、トイレの清掃方法は乾式清掃を基本とすることが考えられます。

その他、備品不足や設備故障により行列が発生する場合があります。近年では、デジタル機器を活用し、備品補充のタイミングや設備の不具合を自動的に検知することが可能となっており、こうした技術を導入することも有効です。



図3-3 湿式清掃（写真左）と乾式清掃（写真右）のイメージ
（提供：学校のトイレ研究会）

2. 複数のトイレにおける取組

主な対象者：施設を設計又は管理する者

行列改善の取組は、単一のトイレだけでなく、施設内及び地域内の複数のトイレが連携して取り組むことも有効です。

(1) 施設内のトイレの連携

トイレを分散配置し、デジタルサイネージ等を活用して空いているトイレへ利用者を誘導することが有効です。その際には、空いているトイレの位置情報のほか、距離や移動に要する時間等を併せて伝えることが必要です。また、施設のホームページやアプリケーション等を通じて、利用状況の情報提供をすることにより、利用者がどこからでも施設内のトイレの空き状況を確認できるようにすることも考えられます。

<課題対策事例集：p.14、施設事例集：p.7、15～17、19、24、25、39>

(2) 地域内のトイレの連携

施設内のトイレに限らず、地域内（施設間）のトイレが連携して取り組むことも考えられます。トイレを利用する機会を分散させるため、地域内のトイレの位置をマッピングし、公表する取組が有効です。イベント時など特定のエリアに利用が集中する場合には、当該エリアに限定してトイレの位置をマッピングすることも考えられます。

一部の自治体では、協力が得られた店舗や寺社等の民間トイレを公共トイレとして開放してもらう取組が行われています。このような取組を参考に、面積的・予算的な制約、設備上の制約により個々の事業者が単独で便器の増設を行うことが困難な場合は、事業者間で利用者を空いているトイレへ誘導することを可能とするための協定を締結することも考えられます。また、複数の事業者が共同でトイレを整備することも考えられます。

<課題対策事例集：p.15、施設事例集：p.20、36>



トイレ利用協力店舗やトイレ利用協力寺社に貼るステッカー

町田市では、「公共トイレ協力店制度」を運用しており、市民や来訪者がいつでもどこでもトイレを利用できる環境を確保するため、協力の得られた市内の店舗を「公共トイレ協力店」としてホームページ等で公表しています。（協力店に対しては謝礼金を支払っています。）

図3-4 トイレの利用に関する民間協力の事例（町田市）

むすびに

本ガイドラインでは、行列問題の改善を図る観点から、トイレの便器数に関する「基準のあり方」、「適用のあり方」及び「行列改善に向けた取組」について、その対応方針を整理しました。

既往の調査では、トイレの環境が改善されることにより、

- ・トイレの満足度とその施設の満足度に好影響を与えること³⁹
- ・トイレの使いやすさが利用する施設を選ぶ際に影響すること⁴⁰
- ・トイレの利用が施設における消費につながること⁴¹

などが示されています。裏を返せば、トイレの環境の整備が不十分な施設は、利用者から敬遠される可能性があり、施設間の競争力を低下させることにつながると考えられます。

トイレの便器数に関する基準を策定する学会や行政、施設管理者等においては、本ガイドラインの示す「基準のあり方」に沿って、基準を点検し、必要に応じて見直しを行っていただけますと幸いです。特に空気調和・衛生工学会の規準については、広く一般に活用されていることを踏まえ、「基準のあり方」に沿った速やかな点検・見直しが期待されます。

また、施設を設計又は管理する者等においては、本ガイドラインの示す「適用のあり方」及び「行列改善に向けた取組」に沿って、自身が設計又は管理する施設のトイレがどのような状況なのか、今一度振り返っていただき、行列改善に取り組んでいただけますと幸いです。

最後に、トイレの利用のされ方は、今後も社会情勢の変化等に伴い変わっていくことが予想されます。本ガイドラインについても、行列問題の改善状況をフォローアップしながら、必要に応じて関係者の協力も得た上で⁴²、継続的な見直しを図ってまいります。

³⁹ 株式会社 LIXIL、横浜市立大学が令和 7 年に実施したウェルビーイングと職場のトイレの環境に関する調査では、トイレへの満足度が高い人ほど、仕事への満足度が高く、日々の生活全体にもポジティブな影響が広がることが示されています。

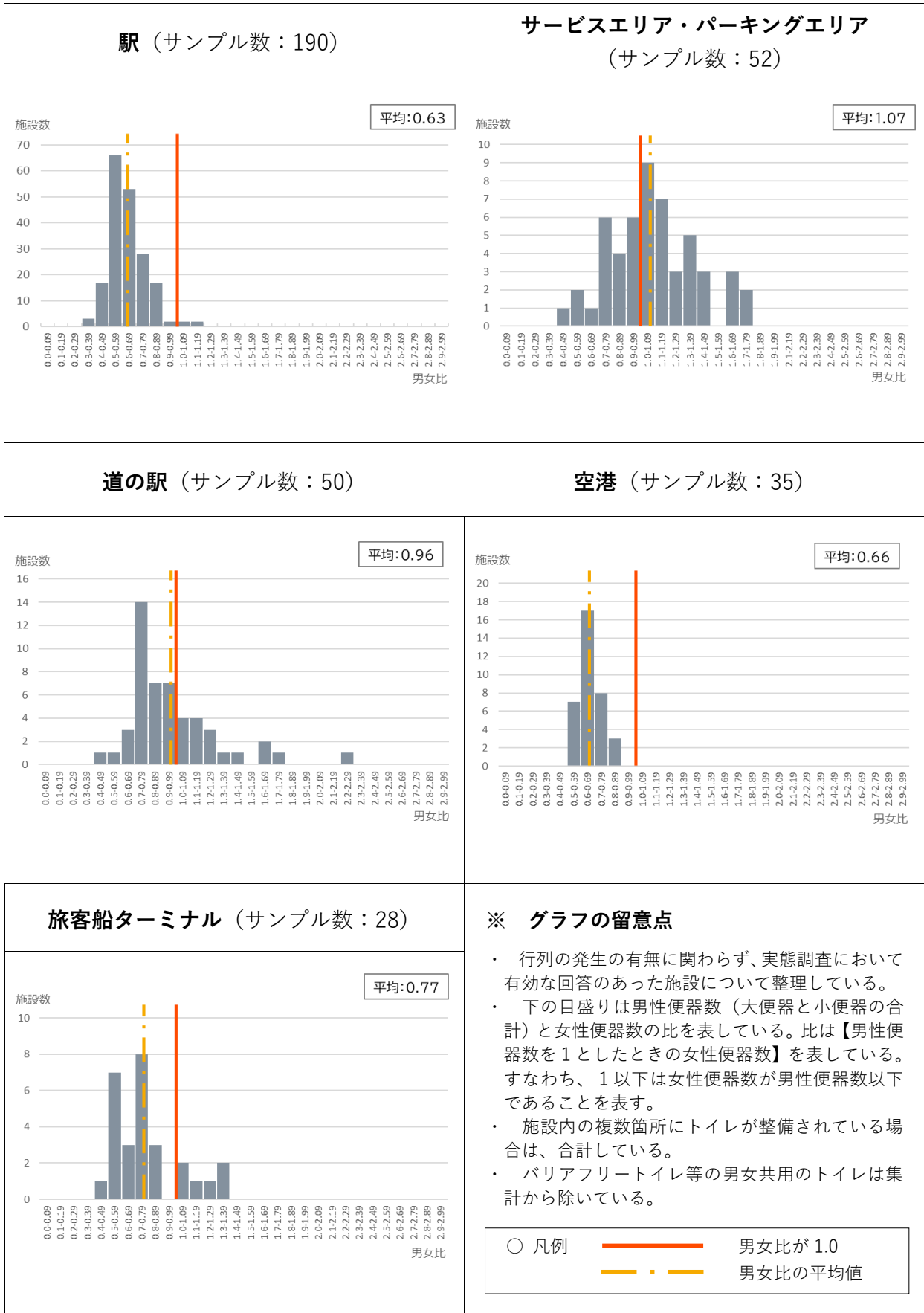
⁴⁰ TOTO 株式会社が令和 6 年に実施した「外出先トイレ利用に関する意識調査（デパート・ショッピングセンター編）」では、トイレが使いやすい（広い、きれい、設備が充実している）ことが利用する施設を選ぶ際に「影響がある」、「やや影響がある」と回答した者の割合は 71% に上ることが示されています。

⁴¹ 有限会社設計事務所ゴンドラが令和 4 年に実施した 5 つの商業施設におけるトイレの利用に関する調査では、トイレのみの利用のために商業施設を訪れる者が約 3 割おり、そのうちトイレのみの利用の際に買い物を行うと回答した者は約 7 割いることが示されています。

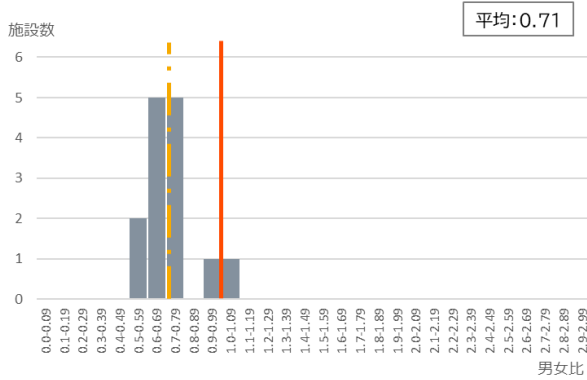
⁴² 本ガイドラインの作成のために立ち上げた「トイレ設置数の基準と適用のあり方に関する協議会」において改めて議論を行うことなどが考えられます。

<別添資料> トイレの便器数に関する実態調査 調査結果

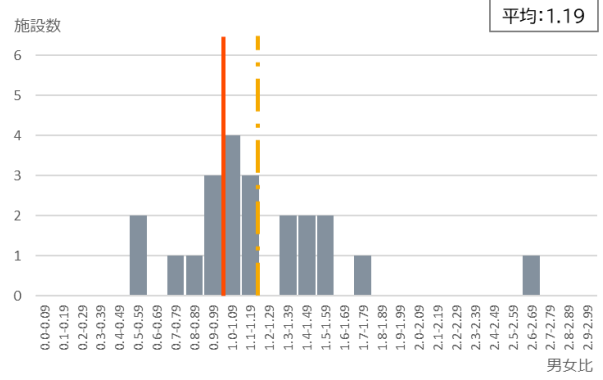
※ 国土交通省が、関係府省と連携の上、令和7年8月から9月に調査を実施。



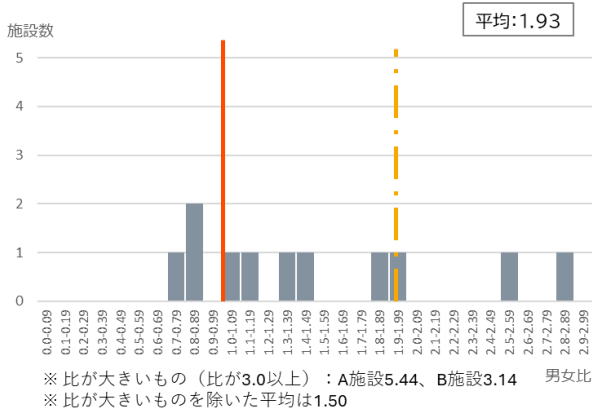
バスターミナル (サンプル数: 14)



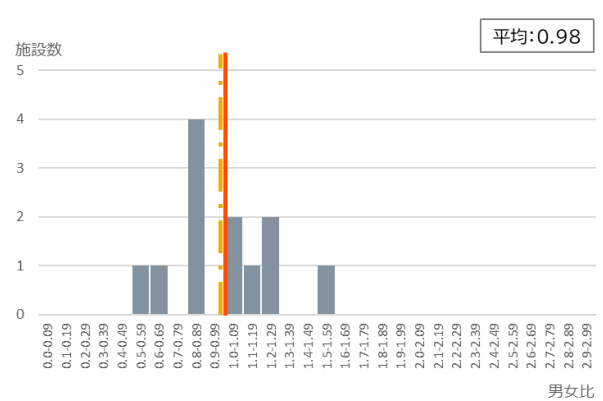
商業施設 (サンプル数: 22)



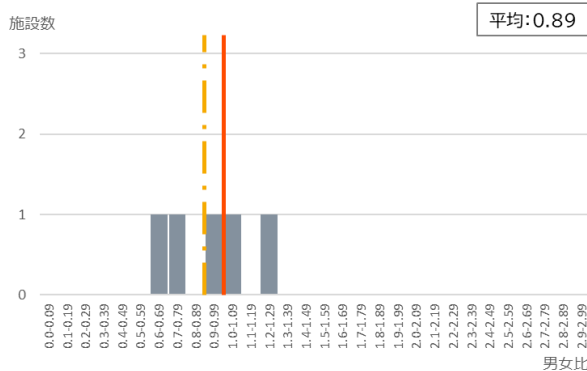
劇場・ホール (サンプル数: 13)



スタジアム・アリーナ (サンプル数: 12)



映画館 (サンプル数: 5)



美術館・博物館 (サンプル数: 4)

